

令和 7 年度第 2 回関市自治基本条例推進審議会 会議録				
1. 日 時	令和 7 年 10 月 3 日（金） 開会：午後 2 時 閉会：午後 4 時			
2. 場 所	関市役所 6 階 6-6、6-7 会議室			
3. 出席委員	（◎会長、○副会長）			
	1 号委員		高村 明宏 吉田 靖 山田 雅恵	公募 公募 公募
	2 号委員	○	中嶋 亘 伊藤 哲 北瀬 美幸 松田 一浩 大坪 眞之 美濃羽 早代子 北瀬 茂樹 河村 充浩	関市自治会連合会 関市老人クラブ連合会 関市社会福祉協議会 関市まちづくり協議会 関市青少年健全育成協議会 関市地域女性の会連合会 関青年会議所 関商工会議所
	3 号委員	◎	菊本 舞	岐阜協立大学経済学部准教授
4. その他の出席者	事務局 事務局 事務局 事務局 事務局		多田 和生 遠藤 真理子 寺町 知宏 長尾 伸也 池戸 勇太	協働推進部長 市民協働課長 市民協働課課長補佐 市民協働課課長補佐 市民協働課書記
5. 傍聴者	なし			
（午後 2 時 開会）				
事務局	はじめの言葉 1 委嘱状の交付			
事務局	2 協働推進部長あいさつ 3 委員紹介			
事務局	4 会長及び副会長の選出 互選により会長に 3 号委員の菊本舞氏（岐阜協立大学経済学部准教授）、副会長に 2 号委員の松田一浩氏（関市まちづくり協議会）を選出			
会長	あいさつ			
副会長	あいさつ			
事務局	それでは次第に従いまして、審議に入らせていただきます。 審議会規則第 4 条第 1 項の規定により、会長に進行をお願いしたいと思います。			
会長	配布資料の確認を事務局の方からお願いします。			
事務局	<配布資料確認>			
会長	次第に従いまして、（1）関市自治基本条例の検証について、事務局の方から説明お願いしま			

	す。
事務局	<関市自治基本条例推の検証について説明> ・簡単に自治基本条例について説明（参考 6）。 ・検証について説明（資料 1・資料 2・参考 1・参考 2・参考 3）
会長	ここまでの説明で、委員の皆様から何かご意見やご質問はございますか。 今後の条例検証の進め方（グループ分けか全体討議かなど）と、事務局提案以外の追加すべき検証項目について意見をいただきたいです。
委員	国や県の動向、関係人口増加、企業採用の観点からも重要であるため、「関市に住んでよかった」と感じられるような概念として、条例に「ウェルビーイング」のキーワードを取り入れるべきである。 事務局提案の多様性の定義は表層的であり、性的指向やジェンダーなど深層的な要素が不足している。市民向けの説明であることを踏まえ、より正確で網羅的な定義にするべきである。 「デジタルを用いて」ではなく、「デジタル技術を用いて」とすることで、DX や IoT、AI などの具体的な技術活用を明確にし、市民の誤解を防ぐべきである。 まちづくり市民会議の修正案は良いが、「市政について学び、意見や政策を提言できる」という内容に加えて、市民が「自分も市政に参加している」という意識を高め、主体的な行動を促すような表現を盛り込むべきである。
会長・事務局	ご意見、ありがとうございます。
副会長	検証の進め方については、条文に政策的な内容が含まれているため、部分的な検討では不十分であり、根本的な問題を見逃す可能性がある。まずは大きな問題から検討し、不要な部分は削除すべきである。 政策的な内容を含む条例であれば、5 年に 1 回の総合計画のような検証スパンでは不適切であり、政治的判断に関わるため、より短いスパンでの検証が必要である。
会長	今のご意見に該当する部分としては、特に後段の条文（第 24 条から第 27 条あたり）に政策的な内容が含まれており、これらを条例に残すべきか、削除すべきかという検討の必要性があるという意見でした。
委員	まちづくり市民会議において、参加者の固定化や減少が課題となっており、この解決策として、条例上の市民に関係人口を含め、デジタルの活用により遠方からの参加を可能にするのも有効と感じました。
委員	「子どもの権利」の条文と「多様性の尊重」という表現案について、「多様性の尊重」が導入された場合、「子どもの権利」が孤立して見えないか、両者の関連性や、あえて「子どもの権利」を残す意図を知りたい。
事務局	「子どもの権利」と「高齢者・障害者等の権利（多様性の尊重）」のバランスについて、事務局でも深く検討した。当初、「高齢者・障害者等の権利」は「生活弱者のまちづくり」という意味合いだったが、ネガティブな表現を避けて「高齢者、障害者等」とした。しかし、これでは「弱者への配慮」と捉えられかねない。一方、「子どもの権利」は未来志向でポジティブな表現だ。そこで、後者の概念を「多様性の尊重」とすることで、ネガティブな視点からポジティブな視点（知恵や視点の活用）への転換を図った。この変更で「子どもの権利」とのバランスに悩んだが、現代社会に合致するよう「多様性の尊重」という表現を選んだ。今後も、検討していきます。

会長	第 8 条に盛り込まれた「多様性の尊重」は重要だが、本来第 3 章「市民の権利、役割、責務」の範疇にあり、この変更が適切か、あるいは基本原則に含めるべきか再検討が必要だ。第 8 条には多様性を尊重する意図を残しつつ、「多様性の尊重」という考え方は別の箇所で追加検討するのが良いと考える。
副会長	参加者が集まりにくいのは、情報提供の不足が原因だと考える。何が実施されたか不明で、興味があっても情報が見つからない。これでは募集しても人は来ない。対象を広げても、関与の薄い人ばかりが集まり、偏った意見が公表されれば、市民からの反発を招くリスクがある。情報公開を統一し、ホームページで募集状況などを明確にすべきだ。また、年間スケジュールをきちんと示し、単発ではなく体系的な情報提供が必要だと考える。このような取り組みがないままに対象を広げるのは疑問だ。
会長	情報共有の不足は、条例の第 18 条、19 条にあるにもかかわらず、市民参加の阻害要因となっている。今回デジタルの活用項目が入るなら、議事録の AI 文字起こしなどを導入し、情報共有の効率化と促進を図り、積極的に技術を活用して進めるべきだと考える。
委員	第 7 章で示されたデジタルの活用について、高齢者など苦手な市民もいる中で、デジタル化をどう広く普及させていくのか、事務局のイメージが知りたい。このままではデジタル社会が推進されるばかりで、取り残される市民が出てしまうと感じる。 また、第 24 条の地域委員会について、委員の高齢化や兼任の多さが課題だと考える。見直しの中で、地域委員会の将来のあり方、各地域が連携して活動していくための方向性について、改正とは関係ないと思うが、事務局の考えを聞かせてほしい。
事務局	デジタル活用のルール化は悩んだ点で、国の方針も踏まえ、デジタル化は避けられないが、誰も取り残すべきではない。関市でも、デジタル化の恩恵を受けられない人が出ないように、誰もが利益を享受できる方法を時間をかけて見つけ出す必要がある。デジタルが得意な人だけが進むのではなく、全員が恩恵を受けられるような方針を打ち出すことで、全国的な先進事例になり得ると考えている。これはあくまで方針であり、具体的な内容は今後検討していきたい。 地域委員会は、現在、市内には 15 の地域委員会があり、設立から約 10 年が経過し、計画見直しを行っている。市は地域委員会設立を誘導し、当初は各地域の自治会や社会福祉協議会支部など、多様な団体を統合する構想だった。しかし 10 年が経過し、各地域の状況は多様で、同じ人が複数の団体で活動する地域や、個別に活動する団体も依然として多く見られる。市は、将来的には自治会や社会福祉協議会が一体となり、地域の課題を解決できる団体が地域委員会であるべきだと考える。これまで市職員も活動を促してきたが、現状はまだその段階に至っていない。
会長	デジタル活用を条例に盛り込むこと自体に異論はないが、この項目を第 7 章「情報の共有」に含めるか、あるいは別章とするかによって、関市がデジタル活用をどう捉えるか、その意味合いが大きく変わる。 「情報の共有」に含める場合、デジタル活用は情報共有の手段という位置づけになる。一方、デジタル活用を単なる情報共有の範囲ではなく、生活全般のインフラを変える「DX（デジタル・トランスフォーメーション）」と捉え、より積極的に推進するなら、別の章を設けるべきだ。この配置の仕方は重要な論点であり、今後の議論で検討が必要。
委員	第 2 条の「市を応援する人」という表現に違和感がある。事務局の説明では、この定義には

	関係人口やふるさと納税寄付者も含まれると解釈できるが、ふるさと納税の目的が返礼品の場合、純粋な「応援」とは異なると思う。納税者を含める括り方にも疑問を感じる。言葉自体は悪くないが、この定義には再検討が必要だと考える。
会長	第2条の市民の定義は重要な論点であり、今後の検討事項とする。自治基本条例制定において、市民の範囲をどこまで含めるかはどの自治体でも議論され、その捉え方は様々だ。実際に居住していなくても固定資産税を納める所有者や、定住外国人を市民に含める自治体もある。この点について、今後議論を深めていきたい。
会長	他に何かご意見やご質問はございますか。
委員	<意見なし>
会長	それでは事務局の方に返させていただきます。
事務局	<今後の日程について説明>
事務局	<挨拶>
	閉会
(午後4時 閉会)	